

◇ 畑作物共済重要事項説明書 ◇

この説明書は、畑作物共済への加入に当たり、加入される皆さんにご承知いただきたい重要事項を記載したものです。

加入申込みの際、ご確認願いますとともに、この説明書でご不明な点がございましたら、農業共済組合にお問い合わせ願います。

1. 畑作物共済加入資格者

組合の区域内に住所を有し、かつ大豆の耕作業務を営む農業者で耕作面積が共済目的の種類等ごとに5アール以上の方が加入できます。

2. 類区分及び引受方式等

【大豆共済】

(1) 引受方式は、次の表に掲げる類区分ごとに掲げる引受方式の中から申込者が選択したものとします。
全相殺方式を選択することができるのは全相殺方式資格者に限ります。

加入区分	類区分		選択できる引受方式
第1区分	1類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種	全相殺方式 半相殺方式
	2類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種	
	3類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種	
	4類	未成熟子実で収穫され、かつ、食品加工用である大豆	
	5類	未成熟子実で収穫され、かつ、食品加工用以外的大豆	
第2区分	1類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆	帳簿全相殺方式
	8類	未成熟子実で収穫される大豆	
	9類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆の品種	
第3区分	6類	乾燥子実で収穫され、かつ、田で耕作する大豆	地域インデックス方式
	7類	乾燥子実で収穫され、かつ、畑で耕作する大豆	
	8類	未成熟子実で収穫される大豆	

3. 共済関係の成立

共済関係は、共済目的の種類ごと、年産ごとに加入資格者が、組合に畑作物共済の共済目的の種類のすべてを申込み、組合が承諾することによって成立します。

組合が加入資格者から加入申込みがあった場合において、次の理由があるときは、その申込みの承諾を拒むことができます。

- (1) 類区分ごとの栽培面積が5アールに満たない場合
- (2) 共済事故の発生が相当の確実さをもって見通されること

- (3) 農作物に係る基準収穫量の適正な決定が困難であること
- (4) 損害の額の適正かつ円滑な認定が困難であること
- (5) 通常の肥培管理が行われず、若しくは行われないおそれがあること

4. 共済責任期間

共済目的に共済事故が発生し、一定の損害があったときに組合が組合員に共済金を支払う責任が発生することとなる期間で、発芽期（移植をする場合、移植期）から収穫をするに至るまでの期間

※「発芽期」とは、通常の肥培管理が行われるとすれば、通常の収穫量を期待し得る播種期間に播種され、通常発芽する時期をいいます。

※「収穫をする」とは、収穫の適期に刈り取り、圃場搬出することです。ただし、圃場乾燥中の共済目的については、通常の乾燥期間に限り、共済責任期間内にあるものとしています。

5. 補償割合

全相殺方式・・・（補償割合 90%・80%・70%）
地域インデックス方式（補償割合 90%・80%・70%）
半相殺方式・・・（補償割合 80%・70%・60%）

6. 引受面積

引受面積は、畦畔などの面積を除いた耕地ごとの栽培面積を基に計算します。うね落とし栽培、間作、混作等の行われている耕地については、当該畑作物共済の類区分に係る実利用面積を見積もってその面積とします。

なお、引受面積の計量単位はアールとしますが、耕地ごとの面積に0.1アール未満の端数があるときは、四捨五入の方法により端数を整理します。

7. 基準収穫量

基準収穫量は、年産ごと、申込者ごと及び類区分ごとに、畑作物共済引受要綱に定める方法により算定された数量とします。

8. 共済金額

共済責任期間内に共済事故による被害が生じた場合に組合が支払う共済金の最高額であって、この金額の範囲内で実際に生じた損害の程度に応じて共済金が支払われ、また、この金額に応じて組合員の支払うべき共済掛金の額が算定されます。共済掛金率は、個人ごとに過去の被害状況により設定されています。

共済金額 = 引受収量 × 単位当たり共済金額

9. 引受収量

引受収量は、組合員ごと及び類区分ごとに、次の式により算定します。

$$\text{引受収量} = \text{基準収穫量} \times \text{補償割合}$$

10. 共済掛金率

共済掛金は、組合員ごと及び類区分ごとに次の式により算定されます。

- (1) 農林水産大臣が過去一定年間（原則 20 年間）の被害率（被害の程度）を基礎として、3 年ごとに共済掛金標準率を定めます。
- (2) 過去の被害状況から、組合員ごとに危険段階別共済掛金率が適用されます。
- (3) 危険段階の区分数は、危険段階区分「0」を中心に上下 20 区分ずつの合計 41 区分とします。
- (4) 毎年度、組合員ごとの直近 20 年間の加重平均損害率により適用すべき危険段階区分を判定し、当該区分の共済掛金率を適用します。
- (5) 損害率が低い組合員は掛金率が低く設定され、損害率が高い組合員ほど掛金率が高く設定されます。

11. 共済掛金

共済掛金は、組合員ごと及び類区分ごとに次の式により算定されます。

$$\text{共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{共済掛金率}$$

12. 異動通知

共済目的に次に掲げる異動が生じたときは、遅滞なく、その旨を組合に通知してください。

- (1) 共済目的の譲渡、収穫適期前の堀取り、刈取り、抜き取り又はすき込みをしたとき
- (2) 共済目的が他の類区分に該当することとなる栽培方法等の変更をしたとき
- (3) 加入申込書又は変更届出書に記載した事項

13. 共済事故（共済金支払対象事故）

共済責任期間中に発生した損害で補償の対象としている事故は、次のとおりです。

風水害、干害、冷害、ひょう害、凍霜害、寒害、雪害、雨害湿潤害、冷湿害、土壌湿潤害、地震害、噴火の害、地すべりの害、その他気象上の原因による災害、火災、病害、虫害、鳥害、獣害による作物の減収

※ 上記以外の事故は対象になりません。

14. 損害認定の対象となる損害

【全相殺方式】

共済責任期間中に共済事故が発生したことによる減収量 $>$ 基準収穫量 $\times$ 支払開始損害割合

支払開始損害割合は、100 分の 10、100 分の 20 又は 100 分の 30

【半相殺方式】

共済責任期間中に共済事故が発生したことによる耕地ごとの減収量の合計 $>$ 基準収穫量 $\times$ 支払開始損害割合

支払開始損害割合は、100 分の 20、100 分の 30 又

は 100 分の 40

【地域インデックス方式】

(基準単収 $-$ 当該年産の統計単収) $\times \Sigma$ (引受面積) $>$ 基準単収 $\times \Sigma$ (引受面積) $\times$ 支払開始損害割合

支払開始損害割合は、100 分の 10、100 分の 20 又は 100 分の 30

15. 発芽不能及び移植不能

- (1) 発芽不能及び移植不能とは、発芽期又は移植期において共済事故により発芽しなかった、又は移植できなかった場合をいいます。

① 適期に播種したものが共済事故により通常の発芽期に発芽しなかった場合又は移植準備中に共済事故により苗が被害を受けて苗が不足したため移植できなかった場合

② 共済事故によって通常移植する時期に移植できなかった場合又は移植しても生育が明らかに不可能と認められる場合

- (2) 発芽不能又は移植不能の耕地は、発芽不能又は移植不能が生じた耕地のうち、共済事故により発芽しなかった、又は移植できなかった部分の面積が、耕地の全面積の 100 分の 70 以上であるものをいいます。

16. 共済金の支払額

共済責任期間中に共済事故による損害が発生した場合は共済金をお支払いします。共済金の支払額は、次の算式による金額となります。

なお、経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金の面積払が当年産の作付面積を対象に支払われるため、面積払の交付対象者の主食用大豆及びそばの収穫量については面積払に相当する収穫量を加味して算定します。

【共通】

$$\text{支払共済金} = \text{共済減収量} \times \text{単位当たり共済金額}$$

$$\text{共済減収量} = \text{減収量} - \text{支払開始減収量}$$

【全相殺方式】

組合員ごとの減収量が組合員の基準収穫量の 1 割（または 2 割、3 割）を超える減収があったとき、共済金を支払います。JA への出荷実績、確定申告関係書類で数量を調査します。

$$\text{減収量} = \text{基準収穫量} - \text{当年産の収穫量}$$

【半相殺方式】

組合員ごとの減収量が組合員の基準収穫量の 2 割（または 3 割、4 割）を超える減収があったとき、共済金を支払います。

$$\text{減収量} = \text{耕地ごとの減収量の合計}$$

$$\text{耕地ごとの減収量} = \text{耕地別基準収穫量} - \text{耕地の収穫量}$$

【地域インデックス方式】

組合員ごとに基準収穫量（市町の過去 5 カ年の統計単収の中庸 3 カ年平均）を定め、当年の統計単収が基準収穫量の 1 割（または 2 割、3 割）を超える減収があったとき、共済金を支払います。

$$\text{減収量} = (\text{基準単収} - \text{当年産の統計単収}) \times \Sigma (\text{引受面積})$$

支払開始減収量 = 基準単収 × Σ (引受面積)
× 支払開始損害割合

17. 損害発生の通知

組合員は、共済金の支払いを受けるべき損害があると認められる時は遅滞なく、次の各号に掲げる事項を組合に通知しなければなりません。その通知がない場合、適正な損害評価が行われず、減収量の算出ができなくなり共済金をお支払いできません。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害の発生年月日
- (3) 災害により被害を受けた場所その他災害によって生じた損害の状況
- (4) その他災害の状況が明らかとなる事項

18. 損害評価

損害評価は、組合員からの損害通知を受けて、農林水産大臣が定める畑作物共済損害評価要綱及び畑作物共済損害評価現地調査要領等に基づいて組合員ごと耕地ごとに現地調査を行います。

19. 立入調査

組合は、損害の防止又は損害評価のため必要があるときは、共済目的のある組合員の耕地に立ち入り、必要な事項を調査する場合があります。

20. 分割評価

損害防止の義務を怠った場合や、以下の共済事故以外の原因によると認められる減収量（以下「分割減収量」といいます。）がある場合には、分割減収量と共済事故による減収量との分割を行い、分割減収量は共済金の支払対象外となりますのでご注意ください。

- (1) 共済事故以外の原因による損害であることが明らかなき
- (2) 共済責任期間以外に発生した災害による損害であることが明らかなき
- (3) 共済事故による損害であることが確認できないとき
- (4) 共済事故の発生原因が分割事由に該当するとき

21. 損害防止の義務

組合員は、共済目的について通常すべき管理その他損害防止を怠ってははいけません。

組合は、損害の防止のため必要がある時は、共済目的のある土地等に立ち入り、必要な事項を調査することがあります。

22. 支払責任のない損害

共済事故によって生じた損害であっても、その損害が次のいずれかに該当するときは、共済金をお支払いしません。

- (1) 戦争その他の変乱によって生じた損害
- (2) 組合員又はその法定代理人の故意又は重大な過失によって生じた損害
- (3) 組合員と同一の世帯に属する親族の故意によって生じた損害（その親族が組合員に共済金を取得させ

る目的がなかった場合を除きます。）

23. 共済金支払等の免責

共済責任期間中に発生した共済事故による損害であっても、次のような場合には、共済金をお支払いできないことがあります。

- (1) 通常すべき管理その他損害防止を怠ったとき
- (2) 組合が指示する損害防止の処置に従わなかったとき
- (3) 加入者が次に掲げる通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき
 - ・ 異動通知
 - ① 共済目的の譲渡し、収穫適期前の掘取り、刈取り、拔取り又はすき込み
 - ② 共済目的が他の類区分に該当することとなる栽培方法等の変更
 - ・ 事故発生通知
 - ・ 損害通知
- (4) 次に掲げる事項について、悪意又は重大な過失によって通知を怠った場合、又は不実の通知をしたとき
 - ① 共済目的の種類
 - ② 耕地の所在地及び面積並びに当該耕地において栽培される農作物の品種、栽培方法、用途及び収穫時期
- (5) 栽培方法を加入した区分に適用されるものに係る栽培方法以外のものに変更した場合、その変更の結果、通常生ずべき損失の額
- (6) 植物防疫法の規定に違反した場合

24. 共済関係の無効の場合

組合は、共済関係の無効若しくは失効の場合又は組合が共済金支払の責任を免れる場合においても、既に受け取った組合員等負担共済掛金については返還をしません。ただし、無効の場合において、組合員が善意であって、かつ、重大な過失がなかったときは、この限りではありません。

25. 共済関係の解除

- (1) 告知義務違反による解除
組合は、申込み時において、告知を求めたものについて、申込者が、故意若しくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、共済関係を解除することができます。
- (2) 共済掛金不払の場合の共済関係の解除
組合は、正当な理由がなく共済掛金の払込を遅滞したときは、共済関係の解除を行います。
共済掛金払込期日：7月31日まで
- (3) 重大事由による解除
 - ① 組合員が、共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと
 - ② 組合員が、共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと
 - ③ ①及び②のほか、組合員に対する信頼を損ない、当該共済関係の存続を困難とする重大な事由

26. 組合員負担共済掛金等の返還の有無

共済関係の無効の場合若しくは失効の場合又は組合が共済金支払の責めを免れる場合においても、すでに受け取った組合員負担共済掛金等は返還しません。

27. 組合員負担共済掛金等の督促及び延滞金

組合員負担共済掛金等は、組合が定めた払込期限までに納入をお願いします。払込期限まで納入が確認できない場合は、督促状により期限を指定して督促を行うほか、延滞金（年 10.75%）が付加される場合があります。

なお、督促状で指定した期日までに正当な理由なく組合員負担共済掛金等を納入されない場合は、共済金の支払ができない場合がありますのでご注意ください。

28. 共済関係の存続

組合との間に共済関係の存する加入者が、住所を移転したことにより加入資格者でなくなった場合において、その加入者が当該共済関係を存続させることについてその移転前に組合の承諾を受けていたときは、当該共済関係は、存続します。

29. 共済関係に関する権利義務の承継

- (1) 共済目的の譲受人は、組合の承諾を受けて、共済関係に関し譲渡人の有する権利義務を承継することができます。
- (2) 権利義務の承継は、組合が承諾をした時から効力を生じます。

30. 収入保険への移行に伴う共済関係の解除

ご加入者が共済責任期間の途中に保険期間が開始する収入保険に加入した際には、畑作物共済との同時加入はできません。そのため、畑作物共済のご契約を解除します。その場合には、組合員等負担共済掛金については全額、事務費賦課金については一部又は全額を返還します。

31. 経営所得安定対策に係る麦の対応

引受収量が営農継続支払と数量払の交付金額が均衡する収量（分岐収量）以下の場合、営農継続支払の交付を受ける交付対象者であっても、「交付対象者以外」の単価で引受を行います。

また、「交付対象者」として引受を行った場合、最終的に交付金が交付されなかったときは、その理由が共済事故によって生じた損害（収穫皆無）である場合を除いて、当該白大豆に係る引受内容を変更し、本組合から共済掛金の一部返還を行うとともに、共済金が支払われているときは、共済金の一部を返還して頂くこととなりますのでご了承ください。

32 環境負荷低減の取組み

組合は、「みどりの食料システム戦略」（農林水産省みどりの食料システム戦略本部決定）に掲げる環境負荷低減の取組を推進するため、加入申込書の提出に併せて「【農業経営体向け】環境負荷低減のチェックシート」

の提出のご協力をお願いしています。ただし、他の農業共済事業の加入申込み等において、同一年分の取組に係るチェックシートを既に提出している場合は、提出の必要はありません。

33. 個人情報の取扱い

ご加入の内容、加入申込書記載事項やその他の知り得た情報については、香川県農業共済組合、農林水産省が引受を判断、共済金等の支払い、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの提供・充実を行うために利用します。また、この契約に関する個人情報は、経営所得安定対策、生産奨励金等の事務円滑化、組合が実施する他の共済のご案内等のために必要な範囲で利用することがあります。

法令により必要とされる場合及び個人情報の利用の目的のために業務を委託する場合に、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。

34. 高齢者等への取組み

ご加入者が会話上の意思伝達・相互連携に支障がある場合は、理解力・判断力に応じ、よりきめ細やかな取組を行います。

35. その他の事項

組合は、行政庁の指導のもと、事業の健全な運営に努めてまいります。財務状況によっては共済金等の支払額が削減されることがあります。

本書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありませんので、詳細またはご加入のお申し込み、共済掛金の納入、各種の通知など、ご不明な点がありましたら、お手数ですが最寄りの支所までお問い合わせ願います。

【お問い合わせ】



東部支所	☎ 0879-43-4121
高松支所	☎ 087-888-1146 0120-58-1148
小豆出張所	☎ 0879-62-0694
中讃支所	☎ 0877-35-7735
三豊支所	☎ 0875-25-2482 0120-031-304
本 所	☎ 087-888-2121